

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 ソーシャルメディア運営規程

規程第 31 号

2024 年 6 月 8 日制定

## (目的)

第 1 条 この基準は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）が広報活動を充実する手段として、本会に関する様々な情報（以下「情報」という。）を本会のソーシャルメディアを利用して運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この基準において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) ソーシャルメディア

Facebook、Instagram、X (旧 Twitter)、ブログ、電子掲示板、動画の共有及び中継サイトなど、インターネット上で提供されるウェブサービスを利用して、サービスの利用者自身が情報を発信し、又は相互に情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

### (2) アカウント

本会のソーシャルメディアを利用するために取得した権利及び登録内容をいう。

### (3) 利用者

本会のソーシャルメディアの利用者をいう。

## (基本原則)

第 3 条 ソーシャルメディアを利用する際の基本原則は次のとおりとする。

(1) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに留意しなければならない。

(2) 本会アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。

(3) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬように留意しなければならない。

(4) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

(5) 本会アカウントに対する利用者のコメント、投稿、メッセージ等については、返信、回答等の対応はしない。本会に対する問い合わせについては、本会ホームページの問い合わせフォームに誘導する。

## (禁止事項)

第 4 条 ソーシャルメディアにより発信してはならない情報は次のとおりとする。なお、本

会は、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の本会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) その他、本会が不適切と判断したもの

2 利用者は、本規程を遵守し、本会アカウントの利用に際し本会、本会会員又はその他の第三者との間に生じたトラブル、紛争等について、自己の責任と負担において解決するものとする。

3 利用者が本ガイドラインに違反し、当該違反行為により本会が損害又は損失を被った場合、本会は、当該利用者に対し損害賠償請求その他必要な措置を講じる。

(著作権等)

第5条 ソーシャルメディアで提供される個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する諸権利は、本会又は原著作権者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的利用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第6条 本会は、ソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 本会は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本会の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

3 本会は、システム障害や保守などにより、利用者への事前予告なくアカウントの運用を停止する場合があるものとする。

4 この基準は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

附則

本規程は2024年6月8日から施行する。